（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　前項の規定による改正前の経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定は、公益信託に関する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例により旧法公益信託（同項に規定する旧法公益信託をいう。）の業務の監督が行われる間は、なおその効力を有する。

法規的告示

○文部科学省告示第五十七号

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、文部科学大臣の指定する技術士第一次試験の実施場所を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

令和八年度における技術士法施行規則第四条に規定する文部科学大臣の指定する技術士第一次試験の実施場所は、岩手県、静岡県、兵庫県、愛媛県及び鹿児島県とする。

○経済産業省告示第二十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二一の二の項の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第三百三十四号（輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素は、密封された特定放射性同位元素（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第三項に規定する特定放射性同位元素をいう。以下同じ。）であって、一の放射性輸送物（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物をいう。）に含まれている当該特定放射性同位元素の数量が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量以上のものとする。 一　特定放射性同位元素の種類が一種類の場合　特定放射性同位元素の数量を定める告示（平成三十年原子力規制委員会告示第十号）別表第一の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量に十を乗じて得た数量	輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素は、次の各号に定めるものとする。 一　数量が三百ギガベクレル以上のもの（密封されたものに限る。）
二　特定放射性同位元素の種類が二種類以上の場合　特定放射性同位元素の数量を定める告示別表第一の第一欄に掲げる種類ごとの特定放射性同位元素の数量をそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量で除して得た値の和が十となるようなそれらの数量	二　数量が百ギガベクレル以上三百ギガベクレル未満のものであって、次のいずれかに装備されているもの イ　透過写真撮影用ガンマ線照射装置 ロ　近接照射治療装置

附　則

この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

その他告示

○金融庁告示第九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊

一
銀行代理業者名　阿部きょうこ
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道寿都郡寿都町字歌棄町美谷百五十六―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二
銀行代理業者名　鈴木みどり
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道浦河郡浦河町東町ちのみ一―一―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三
銀行代理業者名　吉田　悦子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県気仙沼市田尻沢六十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

四
銀行代理業者名　山下　昭子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県宮城郡松島町手樽字早川東二十七―五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

五
銀行代理業者名　加藤　典子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県秋田市飯島道東一―十三―十八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

六
銀行代理業者名　菅野ふくみ
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県伊達郡川俣町大字小島字風呂ヶ前十一―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

七
銀行代理業者名　岡部富與子
主たる営業所又は事務所の所在地　埼玉県熊谷市上中条二千二番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

八
銀行代理業者名　中丸　郁恵
主たる営業所又は事務所の所在地　埼玉県行田市大字南河原二千五百三十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

九
銀行代理業者名　髙橋しづ子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県新潟市江南区江口三千三百九十二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十
銀行代理業者名　石田　セツ
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県妙高市大字下平丸二千七百八十一―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日